

6月支給は「子ども手当」と「児童手当」?

名称	子ども手当	児童手当	児童手当	
期間	平成23年10月～24年3月	平成24年4月、5月	平成24年6月以降	
所得制限	なし	なし	あり	
対象児童	3歳未満	15,000円	15,000円	15,000円
	3歳～小学校修了まで	10,000円 (第3子以上15000円)	10,000円 (第3子以上15000円)	10,000円 (第3子以上15000円)
	中学生	10,000円	10,000円	10,000円
	所得制限額以上	-	-	年齢に関係なく一律5000円
支給月	平成24年6月 (平成24年2月3月分)	平成24年6月 (平成24年4月5月分)	10月2月6月に前4か月分を支給	
手続等	認定請求	子ども手当で認定された方は不要	現況届の提出 (初回は平成24年6月)	

10月支給には「児童手当現況届」の提出が必要

「子ども手当」についてコラムで取り上げるのは、これで何回目でしょうか。名称が変わったり、支給金額が変わったり、4月支給分からは民主・自民・公明の3党の合意によって「児童手当」に呼び名が戻ります。

児童手当と子ども手当の違いは、10月に振り込まれる6月分からの児童手当には「所得制限」がある点です。所得制限とは、所得が高い世帯には支給しないということですが、当分の間、児童1人つき月額5000円が支給されます。所得制限額は扶養家族の人数などで異なり、夫婦共働きの場合、夫婦合算の所得で計算されます。例えば扶養家族3人(専業主婦の妻、小学生の子ども2人)の場合、所得制限額736万円(給与収入960万円)以上だと児童1人につき5000円です。

手当の支給を受けるには申請が必要です。現在、中学生までのお子さんがある家庭は、すでに子ども手当の支給を受けていると思います。もし平成23年10月～平成24年3月分までの子ども手当が支給されていない家庭があれば、請求期限が平成24年9月30日までに延長されましたので、請求すれば平成23年10月分にさかのぼって子ども

手当が支給されます。

6月に支給される手当については金額は変わらないのですが、実は「2月・3月分の子ども手当」と「4月・5月分の児童手当」になります。子ども手当の申請をしていれば、つまり子ども手当がすでに支給されていれば、自動的に6月は支給されますが、10月に支給される6月～9月分の児童手当は、6月中に「現況届」を提出しないと支給されません。児童手当は申請日の翌月分から支給され、さかのぼっては支給されませんので注意してください。すでに現況届は届いていると思いますので、提出しましょう。

出生日の翌日から15日以内に申請を

これからお様がごできる家庭は出生日の翌日から15日以内に申請すれば、「申請日」からではなく「出生日」が申請日になります。例えば5月30日出生なら、6月15日までに出生届と一緒に申請すれば、5月30日にさかのぼるので、6月分から支給されることになります。遅れると7月分からです。申請手続きや現況届は忘れずに!



暮らしのマネープラン相談センター・所長
サートファイドファイナンシャルプランナー 高橋 昌子



SBI証券のEXPRESS口座 開設はこちらへ

最短、翌日から取引可能!
(口座開設料・管理料は無料です)



FPサポート研究所

<http://www.fpsl.co.jp/>

検索



証券 投資



あなたの暮らしと財産を守るパートナー
株式会社 FPサポート研究所

金沢市此花町3-2ライブ1ビル1F ☎076-232-2038

●株式会社エフピーサポート研究所(金融商品仲介業者)登録番号:北陸財務局長(金仲)第2号 ●当社は、所属金融商品取引業者の代理権は有しておりません。●当社は、金融商品仲介業に関して、お客様から直接、金銭や有価証券のお預かりをすることはありません。●所属金融商品取引業者 株式会社SBI証券 登録番号:関東財務局長(金商)第44号 ●加入協会:日本証券業協会、社団法人金融先物取引業協会